

令和8年度 大型・中型免許等取得促進助成事業実施要領

令和8年4月1日

一般社団法人 滋賀県トラック協会

1 助成対象

滋賀県内の営業所に勤務する従業員に対し、大型免許、中型免許（中型限定解除を含む）、けん引免許、A T限定解除の取得を実施する一般社団法人滋賀県トラック協会の会員事業者
※フォークリフト免許を除く。

2 予算額

780万円

3 申請要領

「免許取得助成金交付申請書」(様式1)に添付書類を添えて滋賀県トラック協会に提出する。

4 助成交付額等

大型免許、中型免許（中型限定解除を含む）、けん引免許、A T限定解除を取得する際に各都道府県公安委員会指定自動車教習所に支払った教習料全額の消費税を除く2分の1を助成する。（円未満は切り捨てる）

なお、大型免許は1名当たり9万円、中型免許は1名当たり7万円、中型限定解除は1名当たり2万円、けん引免許は1名当たり5万円、A T限定解除は1名当たり2万円を上限とし、1会員事業者当たり延べ2名までとする。

5 助成金の返納

助成金交付後に、請求内容に虚偽の事実が判明した場合及び免許取得者が取得後1年以内に退職した場合は、助成金を返納しなければならない。

6 申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日（必着）

※ 上記期間内であっても予算に達した場合は、その時点までとする。

7 交付要綱

「大型・中型免許等取得促進助成金交付要綱」のとおり。

大型・中型免許等取得促進助成金交付要綱

令和8年4月1日

一般社団法人 滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人 滋賀県トラック協会（以下「滋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、会員の滋賀県内の営業所に勤務する従業員に対し、道路交通法上の大型免許、中型免許（中型限定解除を含む）、けん引免許、AT限定解除を取得させることに要した費用の一部を滋ト協が助成することにより、労働力の確保及び従業員の資質の向上を図り、もって円滑な事業の推進に資することを目的とする。（フォークリフト免許を除く。）

(助成対象)

第2条 会員の滋賀県内の営業所に勤務する従業員が原則として当該年度に免許を取得し、その資格取得に関し会員が支払った教習料全額に対して助成を行うものとする。

ただし、前年度末（1月～3月）に免許を取得し、当該年度に助成金申請を行っていないものは本年度に取得したものとみなして助成を行うものとする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、大型免許、中型免許（中型限定解除を含む）、けん引免許、AT限定解除を取得した際に各都道府県公安委員会指定自動車教習所に支払った教習料全額の消費税を除く2分の1を助成する。（円未満は切り捨てる）

なお、大型免許は1名当たり9万円、中型免許は1名当たり7万円、中型限定解除は1名当たり2万円を上限、けん引免許は1名当たり5万円、AT限定解除は1名当たり2万円を上限とし、1会員事業者当たり延べ2名までとする。

(助成金の申請)

第4条 会員は、滋賀県内の営業所に勤務する従業員が免許を取得したときは、別記様式1「免許取得助成金交付申請書」（以下「交付申請書」という）により添付書類とともに、滋ト協会長に対して申請するものとする。

(助成金の交付)

第5条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

2 助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規程を適用する。

(助成金の返納)

第6条 助成金交付後に、請求内容に虚偽の事実が判明した場合及び免許取得者が取得後1年以内に退職した場合は、助成金を返納しなければならない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、専門委員会で協議し、理事会をもって決定する。

(附則) (令和8年3月25日)

本要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(一社)滋賀県トラック協会 会長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

⑩

※代表者印をご捺印ください

電 話 番 号

担 当 者 名

免 許 取 得 助 成 金 交 付 申 請 書

大型・中型免許等取得助成金交付要綱第4条に基づき、免許取得について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円 (教習料の消費税を除く2分の1・円未満切捨)

※フォークリフト免許を除く。

免許取得者

※1名で2種類の免許を取得された場合は、同じ氏名で2人目の欄まで、全てご記入下さい。

※本申請者数	氏名	取得免許の種類 ※必ず、いずれかに○印をつけて下さい。	交付日 ※免許証をご確認の上、必ずご記入下さい。
1人目		大型・中型・中型限定解除・けん引・AT限定解除	令和 年 月 日
2人目		大型・中型・中型限定解除・けん引・AT限定解除	令和 年 月 日

添付書類

- ・ 在籍証明書
- ・ 取得後運転免許証の写し (免許証裏面に都道府県公安委員会から記載された項目がある場合は、裏面の写しも添付して下さい。)
- ・ 雇用保険被保険者通知書(事業所名略称記載)の写し
(※健康保険資格確認書は事業者名の記載がないため不可)
(※個人情報保護の観点から被保険者番号を黒塗りにして下さい。)
- ・ 自動車教習所発行の全教習料金の請求書及び領収書の写し (会員事業者宛のみ可) ※個人宛名不可
(※AT限定解除の場合は各々の料金(内訳)を示す書類も添付)

振込先銀行口座 (※会員事業者の銀行口座のみ可) ※個人口座不可

銀行名	支店名	種別	当座・普通
口座番号	口座名義	(フリガナ)	

在籍証明書

令和 年 月 日

(一社)滋賀県トラック協会 会長 様

住 所

氏名又は名称

代表者名

印

※代表者印をご捺印ください

電話番号

下記の者は、当社の社員であることを証明します。

記

1人目 氏名 _____
※住所も、必ずご記入下さい。

住 所 _____

2人目 氏名 _____
※住所も、必ずご記入下さい。

住 所 _____

勤務地(滋賀県内の支店・営業所名及び滋賀県内の所在地に限る)

※記入例(本社営業所、滋賀営業所、滋賀支店、等)

営業所名

※所在地も、必ずご記入下さい。

所在地 滋賀県

勤務地(滋賀県内の支店・営業所名及び滋賀県内の所在地に限る)

※2人目が1人目と異なる滋賀県内勤務地の場合のみ記入

※記入例(本社営業所、滋賀営業所、滋賀支店、等)

営業所名

※所在地も、必ずご記入下さい。

所在地 滋賀県